

岡崎市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することによる市の新たな財源の確保又は経費の削減に努めることにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報誌その他の印刷物

イ 市のウェブサイト

ウ 市の所有する土地、構造物その他の財産

エ アからウまでに掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産で市長が定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、当該広告媒体が市の所有物であることから、その掲載内容につき、法令を遵守し、品位を損なわない、社会的信用度が高いものに限るものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱すもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治活動に係るもの

(4) 宗教活動に係るもの

(5) 意見広告に係るもの

(6) 個人の宣伝に係るもの

(7) 良好な景観の形成若しくは風致の維持に反するもの又はそのおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類等)

第4条 広告掲載を行う場合においては、広告媒体の種類、規格及び掲載位置、広告掲載の募集方法、広告料の額及び徴収方法並びに掲載する広告の選定方法を広告掲載に係る広告媒体の主管部長が定めるものとする。

(広告掲載の取消し)

第5条 市長は、広告媒体に掲載しようとする広告が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき、同条第3項に定める広告媒体に掲載できる広告に関する基準に抵触することとなったとき、広告主が前条の広告料を指定する期日までに納入しなかったとき、その他市長が特に広告掲載を適当でないと認めるときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告主の責任等)

第6条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告料の還付)

第7条 納入された広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告料には、利子を付さないものとする。

(審査機関)

第8条 広告掲載の選定及び広告内容について疑義が生じた場合に審査するため、岡崎市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は財務部長を、委員は総合政策部広報課長、財務部行政経営課長、市民安全部防犯交通安全課長、経済振興部商工労政課長及び教育委員会事務局社会教育課長をもって充てる。

3 岡崎市屋外広告物条例(平成14年岡崎市条例第57号)第5条の市長の許可が必要な屋外広告物に関する審査を行うときは、第2項に定める委員に、都市政策部まちづくり推進課長を加えることができるものとする。

4 公用車に掲載する広告に関する審査の場合は、第2項に定める委員に、総務部庁舎車両管理課長及び環境部ごみ対策課長を加えることができるものとする。

5 委員長は、第2項から前項までに定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する事務事業を所管する課等の長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課等の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、財務部行政経営課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。